

宮 介 第 1 1 2 号 5  
令 和 4 年 3 月 8 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

「まん延防止等重点措置」解除後の高齢者施設等の対応について（依頼）

このことについて、県長寿介護課から下記のとおり依頼文書が出されましたので、送付いたします。なお、下記4に記載のPCR検査を受けた場合のご連絡は、宮崎市介護保険課（電話0985-44-2591）まで、時間外、祝休日に検査を受けて陽性が出た場合は宮崎市代表（電話0985-25-2111）までお願いします。

下記6に記載の感染発生後の提出先は、宮崎市介護保険課となります。

また、（参考資料）については、市ホームページにてご確認いただきますようお願いいたします。



2 4 3 - 2 1 1 8  
令 和 4 年 3 月 7 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長  
( 公 印 省 略 )

「まん延防止等重点措置」解除後の高齢者施設等の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいております。感謝申し上げます。

本県では昨日3月6日をもって「まん延防止等重点措置」が終了したところですが、人の移動や会合の機会が増える年度末を迎えるにあたり、本日3月7日から31日までを目途に県内全域を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定するとともに、3月を「リバウンド（感染再拡大）防止強化月間」に設定し、引き続き感染防止対策の強化を図ることとしております。

つきましては、クラスターが多く発生している高齢者施設等においても対応強化が求められていますので、各施設・事業所におかれましては、下記の点について御留意の上、感染防止対策の徹底をお願いします。

記

1 面会について【県内全域】

3月31日（木）までの間、引き続き、緊急やむを得ない場合を除き対面での面会を制限し、ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします。

## 2 介護現場における感染防止対策の徹底

レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。

<参考>厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」（第2版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

## 3 職員の感染防止対策の徹底

### (1) 職員の健康管理

発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状（咳、咽の痛み・違和感など）であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、積極的に受診していただくようお願いします。

また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温計測を徹底するとともに、発熱、咳、咽の痛み等の症状が認められる場合は出勤しない・させないようお願いします。

### (2) 休憩室等での感染防止対策

休憩室等では、換気や消毒、飲食時の感染防止対策を徹底してください。

### (3) 会食

会食は、家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします。

※一卓4人以下、2時間以内（テーブル間の席の移動は控える）

## 4 PCR検査等の受検・感染発生時の連絡

職員・利用者がPCR検査・抗原検査を受けた場合や、施設等において感染が発生した場合は、県長寿介護課及び市町村の高齢者福祉担当課まで速やかに御報告をお願いします。

## 5 衛生用品等の備蓄

県では、感染発生時に速やかに衛生用品等を提供する体制をとっていますが、各施設・事業所においても、あらかじめ十分な備蓄をお願いします。

## 6 入所者一覧等の事前準備

入所者・職員一覧、平面図はあらかじめ作成し、感染発生後には県長寿介護課や保健所に速やかに提出できるよう、事前の準備をお願いします。

## 7 ワクチンの追加接種（3回目接種）について

地元市町村と十分相談し、接種希望者名簿の提出等について連携を図りながら、利用者及び職員への追加接種をより一層積極的に進めていただきますようお願いします。

(参考資料)

【資料1】本県の感染状況（クラスター発生）

【資料2】リバウンド防止強化月間等について（抜粋）

(問い合わせ先)

施設介護担当・居宅介護担当

TEL : 0985-26-7058 FAX : 0985-26-7344